

伊勢崎市監査委員告示第 4 号

公 表 書

平成27年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

平成27年9月10日

伊勢崎市監査委員	猪	俣	健
同	光	山	喜一郎
同	齋	藤	優

記

1 定期監査報告書

伊勢崎市水道事業

平成27年度定期監査結果報告書

1 監査の対象

水道局の課及び所管施設

2 監査の期間

平成27年7月6日（月）

水道庁舎（工務課 給水課 総務課） 西久保配水場 書上浄水場 竜宮浄水場

3 予算科目

平成26年度水道事業会計

4 監査の概要

（1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員による予備監査を、下記事項を重点に実施した。

- ア 歳入、歳出予算の執行状況について
- イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- エ 工事及び委託契約について
- オ 物品（薬品含む）管理について
- カ 人事関係諸書類の整備状況について

（2）本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、水道局内の課については水道庁舎内において、また、所管施設については抽出により現地に立ち入り外観的な監査をそれぞれの責任者から説明を受けて実施した。

5 監査の結果

業務の状況については、平成26年度において給水戸数、給水人口が前年度に比

べ増加したが、年間総配水量及び有収水量は減少となった。また、経理の状況については、前年度に比べ営業収益は減収し、営業費用が増加となり、営業収支は前年度に比べて利益が減少した。これに営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失をそれぞれ加減した結果、平成26年度も純利益を計上したが前年度に比べ減少した。これは、平成26年度から、新たな地方公営企業会計基準を適用した影響もあるが、給水収益が減収したことも要因となっている。今後、市民や企業の節水意識が高まる中、大幅な給水収益の伸びは期待できない状況ではあることから、引き続き経費節減と事業の効率化に努めるとともに水道料金等の収納率向上への努力を望むものである。

施設改良事業では、整備計画に基づく配水幹線整備、上水道施設整備及び老朽管更新事業を行っている。今後も関係部課等との連携強化を図るとともに、公営企業として一層合理的かつ効率的な事業運営を推進し、災害に強い施設の整備と安全な水の安定供給に努められたい。

予備監査においては、契約関係事務における書類の遅延や未提出のものがあつた。また、決裁権者の相違や決裁日の不整合なものがあつた。事務処理に当たっては従来からの慣習に頼らずマニュアル等の遵守、チェック体制の充実などの対策を望むものである。

○ 総務課

[事務改善]

契約関係において、業務完了報告書の決裁権者の相違や工程表で收受印の押印漏れがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○ 工務課

[事務改善]

契約関係において、契約書等に割印や收受印のないものや、見積合せ調書の決裁日の不整合のものがあつた。また、施工体制台帳で下請契約業者の未記載のものがあつた。適正な事務処理を望むものである。

○ 給水課

[事務改善]

契約関係において、契約書等に割印や契印のないものや、工程表で工期の示さ

れていないもの、業務実績報告書で提出の遅延するものがあった。また、監督職員指定通知書等で決裁権者の相違や決裁日の不整合のものがあった。チェック体制の充実と適正な事務処理を望むものである。

* 竜宮浄水場

[事務改善]

契約関係において、工程表と作業報告書で実施時期の相違するものや作業報告書に添付されていた写真に日付がないため工程表どおり実施されたか確認できないものがあった。また、業務の一部を第三者に下請負していたが、仕様書に明記されている承諾書の未提出のものがあった。チェック体制の充実と適正な事務処理を望むものである。